

農業振興部各出先機関長 様

農業振興部各課長 様

農業振興部長

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた建設工事等の
今後の対応について (依頼)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた建設工事等の一時中止措置等について」(令和 2 年 3 月 2 日付け元高農基第 1427 号農業振興部長通知)に基づき、建設工事等(調査、設計及び測量等の業務を含む。)について、受注者から申し出がある場合に、受注者の責めに帰すことのできないものとして、一時中止措置等を行ってきたところですが、今後の取扱いについて、下記のとおり取扱うこととしたので、適切な対応をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症の罹患や、学校の臨時休業などの感染拡大防止措置に伴って技術者等が確保できない場合の外、これらにより資機材等が調達できないなどの事情で現場の施工を継続することが困難となった場合についても、受注者の責めに帰すことができないものとして、適切に対処してください。

記

- 1 受注者の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組状況(テレワークや時差出勤の状況等)、従業員の状況(従業員自身の健康状態、臨時休校に伴う育児の必要性等)、地方公共団体からの活動自粛要請などの事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき、建設工事等の一時中止や設計図書等の変更を行ってください。
- 2 建設工事等の実施(一時中止後に再開する場合を含む。)に当たっては、受発注者双方において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策が適切に実施されるよう取り組むこととしてください。
- 3 1の措置に伴い、工期(履行期間)が年度を越えるものについては、繰越等の手続きが必要となることから、契約等関係課と協議のうえ、対応してください。

事務連絡
令和2年3月23日

管内各県関係部（局）長 殿

中国四国農政局農村振興部長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた農林水産省直轄工事
及び業務の今後の対応について

このことについて、農村振興局整備部設計課長から別添のとおり連絡がありましたので、参考として送付致します。

なお、貴管下市町村に対しては、貴職から周知をお願いします。

事務連絡
令和2年3月23日

中国四国農政局農村振興部長 殿

農村振興局整備部設計課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた農林水産省直轄工事
及び業務の今後の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた農林水産省直轄工事及び業務の一時中止措置等について」（元予第2076号大臣官房参事官（経理）通知）及び「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた農林水産省直轄工事及び業務の一時中止に係る申出があった場合の措置の延長等について」（元予第2210号大臣官房参事官（経理）通知）に基づき、工事及び業務の一時中止措置等を行ってきているところである。

引き続き、令和2年3月20日以降の取扱いとして、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた農林水産省直轄工事及び業務の今後の対応について」（元予第2373号大臣官房参事官（経理）通知）が発出されたところであり、直轄工事及び業務に係る一時中止措置等については、当該通知の内容に基づき、適切に対応されたい。

また、このことについて、貴職から貴局管内の県に対し、参考送付するとともに、その際、関係市町村等へも周知されるよう依頼されたい。

【担当】

農村振興局整備部設計課施工企画調整室
施工基準班 小野・渡辺
電話番号 03-3502-6094（内線5513）

○新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた農林水産省直轄工事
及び業務の今後の対応について

令和2年3月23日元予第2373号

大臣官房参事官(経理)から大臣官房統計部長、消費・安全局長、
食料産業局長、生産局長、経営局長、農村振興局長、政策統括官、
農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官、
農林水産研修所長、農林水産政策研究所長、各地方農政局長、
北海道農政事務所長 あて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた農林水産省直轄工事及び業務の一時中止措置等について(令和2年3月2日付け元予第2076号大臣官房参事官(経理)通知。以下「3月2日通知」という。)及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた農林水産省直轄工事及び業務の一時中止に係る申出があった場合の措置の延長等について(令和2年3月12日付け元予第2210号大臣官房参事官(経理)通知。以下「3月12日通知」という。)に基づき、工事及び業務の一時中止措置等を行っているところであるが、令和2年3月20日以降、別途通知を行うまでの間の取扱いを定めたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

1. 工事又は業務の一時中止措置の取扱いについて

これまで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、受注者から申出がある場合に、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき、工事や業務を最長で3月19日まで一時中止措置等を行ってきたところである。令和2年3月20日以降については、受注者から一時中止措置等の延長の希望がある場合に、延長を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組状況(テレワークや時差出勤の状況等)、従業員の状況(従業員自身の健康状態、臨時休校に伴う育児の必要性等)、地方公共団体からの活動自粛要請などの事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき、工事又は業務の一時中止や設計図書等の変更を行う。

また、3月2日通知及び3月12日通知に基づく一時中止措置等を実施していない受注者について、今後受注者が自ら工事又は業務の一時中止等の意向を申し出る場合も同様とする。

なお、受注者から工事の一時中止措置等の延長の希望がない場合は、順次、工事や業務を再開することとする。

2. 工事及び業務の再開に当たっての感染拡大防止対策について

工事及び業務の再開に当たっては、受発注者双方において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策が適切に実施されるよう取り組むこと。

3. 一時中止措置等に伴う繰越等の措置について

1. の措置に伴い、工期又は履行期間が年度を越える可能性がある場合には、繰越等の手続をとることとする。